【シンガホール事務所】60VID-19 にかかる所官国の対応状況(2020 年 11 月 2 日 10:00 現在) ※表中の括弧書きの日付は発表日		
国名 感染者数等	出入国規制	その他(国内対策等)
インドネシア ・感染者: 412,784名 ・死亡者: 13,943名	 労働許可証保有者等の一部を除く外国人の入国禁止(3月31日) 8月20日から中国との間でビジネス渡航を再開(8月20日) ※7月29日にUAE、8月17日に韓国との間でビジネス渡航を再開済 バリ州が、9月11日から予定していた海外観光客受入れを当面延期(8月22日) ビジネス関係者等を中心に、査証及び滞在許可発給を再開(10月11日) 10月26日からシンガポールとの間で、重要なビジネス及び公的な目的に限り、往来を再開することに同意(10月12日) 日本との間で、短期出張を行うビジネス関係者等の往来再開に向けた協議を開始することに同意(10月20日) 	 ● 5月29日以降も緊急事態宣言を延長(5月27日) ●ジャカルタ特別州は、無症状感染者の自宅での自主隔離を一定条件下で許可(10月1日) ●ジャカルタ特別州※は、大規模な社会制限を一部緩和して、10月12日から25日まで実施していた「移行期間」を、11月8日まで延長(10月25日) ※同州では、4月10日に大規模な社会制限を開始し、6月5日~9月13日に「移行期間」として一部制限を緩和したが、9月14日から一旦規制強化した後、10月12日から再び「移行期間」として一部制限を緩和していた。 ● ジャカルタ特別州周辺の一部地域で実施されている大規模な社会制限(学校休校、娯楽施設の閉鎖、在宅勤務の実施)の延長(10月26日)
カンボジア ・感染者: 292名 ・死亡者: 0名	 タイとカンボジアの国境が貨物を除き閉鎖(3月22日) ビザ免除措置、観光ビザ及び到着ビザの発給停止を無期限延長(4月16日) 全入国者に到着時のPCR検査と14日間の隔離を実施(5月20日) 6月11日以降に入国する外国人の防疫措置に係る費用(検査費、指定施設滞在費等)は自己負担と発表(6月11日) 6月19日から一定の条件下でビジネス関係者、学生等を対象にベトナムとの国境旅行制限を撤廃(6月23日) 8月1日からマレーシアとインドネシアからの航空便の着陸を当面停止(7月27日) 8月13日からフィリピンからの航空便の着陸を当面停止(8月11日) 9月8日から日本との間で長期滞在者の往来を再開(9月1日) 	●一定の条件下で、教育機関を限定的に再開(全国の中学・高校の 最終学年、一部地域では幼稚園から高校までの全て)(9月8日)●一定の条件下で、全国の大学を再開(10月12日)
シンガポール・感染者:58,019名・死亡者:28名	 6月2日から一定の条件下でのトランジットを再開(5月20日) 8月10日からマレーシアとの間で、一部対象者(重要な商用・公務目的の渡航者、長期就労ビザ保有者)の両国間の移動を再開(7月14日) 8月10日以降に入国し、指定施設以外の場所で14日間の隔離を行う者は、政府が支給する電子追跡デバイスを常時着用(12歳未満は免除)(8月3日) 	 ●外出時のマスク着用を義務化(4月14日) ●6月2日から3段階に分けて行動規制を緩和してく方針を発表。6月2日から始まるフェーズ1では、小売店や一部のサービスを除き、感染可能性の低い業種の事業所や学校を段階的に再開(5月19日) ●6月19日からフェーズ2に移行し、一定の条件下での外食や小売業再開、5人までの集会等を許可。また、6月29日から学校(高等教育機関除く)を完全再開(6月15日) ●7月1日から一定の条件下で図書館を再開(6月24日) ●7月1日から一定の条件下で力ジノ、テーマパーク等を再開(6月28日) ●国内のホテルに対し、国内宿泊客受入を許可(7月15日) ●エレベーター及び同乗降ロビーにおけるソーシャルディスタンスの免除、9月1日から公共スペースでの屋外エクササイズクラスの再開等を発表(8月21日) ●9月1日から図書館を本来の開館時間に変更(8月28日) ●9月1日から図書館を本来の開館時間に変更(8月28日) ●9月1日から図書館を本来の開館時間に変更(8月28日) ●9月1日から政府の承認を受けた上で、参加者上限250人等の一定の条件下でMICEを試験的に許可(9月7日) ●9月18日から政府の承認を受けた上で、観光施設の収容人数上限を現行の25%から50%まで引上げを許可(9月16日) ●9月28日から事業所に対する規制緩和(全職員の半数まで出勤を許可等)を行うほか、映画館及び一部の宗教施設、結婚式の上限人数を10月から順次引き上げ(9月23日) ●年末までに、フェーズ3(集会等の上限人数引き上げ等の規制緩和を含む)へ移行する方針を発表(10月20日)
タイ ・感染者: 3,784名 ・死亡者: 59名	 7月1日から労働許可証保有者、外国人学生等に入国を認めるとともに、各種防疫措置等※を実施(6月30日) ※入国時に陰性証明書(3日以内)及び入国承認状を提示。入国後、14日以上の施設隔離と2回のウイルス検査を実施。 7月3日から国際線航空機の離発着制限を緩和(7月2日) シンガポールとの間で、渡航再開に向けた協議を開始する旨を発表(8月26日) 	 6月15日から全土の夜間外出禁止措置を解除(6月12日) 7月1日から学校を再開(6月27日) 7月1日から一定の条件下で、娯楽施設を含むほぼ全ての施設(闘牛、闘魚等を除く)を再開(6月30日) 11月30日までCOVID-19対策の非常事態宣言の延長を決定(10月28日)
フィリピン ・感染者: 383,113名 ・死亡者: 7,238名	 ●全在外公館において査証発給を一時的に停止するとともに、ビザ免除措置を一時的に停止(3月19日) ●8月1日から、一定の条件の下で移民ビザ(永住権)保有者の入国を許可(新規ビザ発行停止は継続)(7月21日) ●10月21日から、一定の条件を満たしたフィリピン人について、旅行目的の海外渡航を許可(10月15日) ●11月1日から、特定の条件を満たした外国人ビジネス関係者等の入国を許可(10月23日) 	 フェイスシールドについて、空港、公共交通機関、職場から範囲を広げ、商業施設等屋内の公共施設でも着用を義務化(8月20日) 災害事態宣言を2021年9月まで延長(9月18日) マニラ首都圏などの一部地域で18業種の企業活動の制限を解除(10月2日) ショッピングモール等での集客イベントの許可など、感染拡大防止策を一部緩和(10月15日) 11月28日から、フィリピン国内の空港を使う全ての旅客に対して、政府が指定する追跡アプリの使用を義務化(10月27日) 11月1日から30日まで、三段階のコミュニティ隔離レベルを二段階とし、対象地域を見直したうえで隔離措置を延長(10月30日)

●住民は特別な理由がない限り、出国禁止(3月16日) ● 8月3日からモスク、その他の宗教施設等の活動範囲を拡大(7 ブルネイ ◆外国人の入国禁止(トランジット含む)(3月23日) 月 22 日) ● 8月 17 日から再開済みの小、中、高校等の教育機関、飲食店、ス ・感染者: ●シンガポールとの間で、重要なビジネス及び公的な目的に限り、 ポーツ施設、博物館等の活動範囲を拡大(8月13日) 往来を再開することに同意(9月1日) 148 名 ● 9月7日から再開済みの高齢者向け施設の活動範囲拡大及び350 ●10月8日から日本との間で長期滞在者の往来を再開(9月25日) 名までの集会を許可(9月3日) ・死亡者: ● 9月28日から再開済みのゲーム施設、水泳用プール等の活動範囲 を拡大(9月24日) 3名 ●ハノイ市は感染拡大防止策(マスク着用、デマ情報を投稿しない ●日本に対するビザ免除措置を停止(3月19日) ベトナム ● ラオス、カンボジアとの国境を閉鎖 (3月31日) こと等)に違反した者への罰則を導入(4月4日) ● 7月1日以降、日本を含む80か国へのビザ発行を決定(5月26 ホーチミン市では、8月5日から、公共の場におけるマスク非着 ・感染者: 用者への罰則を導入(8月4日) 1,180 名 ハノイ市ではバーやカラオケ、歩行者天国の再開など、感染拡大 ● 9月 15 日から東京、広州、台湾、ソウル、同 22 日からプノンペ ン、ビエンチャンへの航空便を週2回上限で再開(外交官や特定 防止策を一部緩和(9月 16 日) ・死亡者: 職種及び帰国する国民等に限る) (9月15日) ●ダナン市では、9月25日から、一時停止していた全活動について、感染予防策を実施した上で、平常通りの営業を再開(9月24 35 名 ● 7月24日以降に入国する全ての者に、入国後の14日間の施設隔 ● 7月1日から全国の幼稚園、保育園を再開(6月15日) マレーシア 離及びウイルス検査を実施(7月23日) ●上限 250 名等、一定の条件下での会議、セミナー等の開催を許可 ・感染者: ● 8月10日から、シンガポールとの間で新たな枠組みによる一部対 (6月17日) 象者(重要な商用・公務目的の渡航者、長期就労ビザ保有者)の ●国民の雇用確保のため年末まで新規の外国人労働者の受け入れを 32,505 名 往来を再開(8月9日) 凍結 (6月22日) ● 9月8日から日本との間で長期滞在者の往来を再開(9月1日) ● 7月1日からスパ、マッサージ等の営業再開(6月26日) ・死亡者: ● 9月7日から感染者数が15万人を超える国からの外国人(長期滞 ● 7月 15 日から小、中学校等の活動範囲を段階的に拡大(7月 2 249 名 在ビザ保有者含む)の入国を禁止(9月4日) ●国民及び永住権保有者の外国人配偶者と子供を対象に長期滞在ビ ●7月15日からカラオケ、屋内遊園地など娯楽施設の営業を再開 ザ未保有者の入国申請を許可(9月14日) (7月10日) ● 9月 21 日から、事前の入国許可申請を免除されていた一部の駐在 ● 8月1日から公共交通機関に加え混雑した公共の場所でのマスク 員等にも義務付ける一方、一時出国・再入国の対象に、緊急の場 着用を義務化(7月29日) 合のほか、公務・商用等を追加(9月18日) ●8月31日に終了予定としていた、回復のための活動制限令を12 ●12月31日まで留学生(事前の入国許可取得済みを含む)の入国 月31日まで延長(8月28日) を原則禁止(10月4日) ●11月9日まで、クアラルンプール等で実施中の条件付き活動制限 令(地区間移動禁止、学校閉鎖等)※を延長(10月26日) ※同制限令は10月14日から施行され、10月22日には一部業種 での在宅勤務導入等の強化が行われている。 ●14日以内に中国(湖北省)、韓国(大邱市、慶尚北道)に滞在し ● 8月 16 日から職場や許可を受けたレストラン等での 30 人未満の ミャンマー た外国人の入国禁止(3月15日) 集会を許可(8月13日) ● 8月27日から、7月に再開された全国の高校を再度閉鎖(小学 ・感染者: ●隣接する国との国境を封鎖(3月19日) 校、中学校は閉鎖を継続) (8月26日) ● 9月8日から日本との間で長期滞在者の往来を再開(9月1日) 53,405 名 ● 9月2日から首都ネーピードーへの入域規制を強化(9月1日) ●11月30日まで、国際線の民間旅客機の着陸禁止を延長(10月27 ● 9月26日から、ヤンゴン地域で実施している自宅待機等の行動制限をマンダレー等主要地方都市に拡大(9月25日) ・死亡者: 日) ●11月30日まで全てのビザ(外交、国連機関等除く)の発給停止 1,258 名 ●外出時のマスク着用を義務化。違反者には罰則が科される(10月 を延長(10月27日) ●11月30日まで入国する全ての者に対する21日間※の隔離措置を ●ヤンゴン地域で感染予防措置が取られた建設工事現場、縫製工 延長(10月27日) ※外国人:航空機搭乗前の7日間(自宅隔離)、入国後に7日間 (施設隔離)に続き、7日間(自宅隔離) 場・中小企業の営業等を再開(10月13日) 国 民:入国後に施設隔離14日間、自宅隔離7日間 ◆外国人の入国に係る手続き等(事前の入国許可、陰性証明書の提 ●政府は19名の全感染者が回復し、59日間新規感染者が発生して ラオス 示、入国後14日間の隔離等)を発表(7月31日) いないことから、勝利宣言を発表(6月 11 日) ・感染者: ●ベトナムと中国との間で、外交官や技術者等の二国間往来にかか 飲食店の営業時間を23時までに制限(8月31日) る新方針の協議を開始(8月7日) ●12月31日まで、通常出勤・国内移動許可、営業許可の対象拡大 24 名 (工場、映画館、ナイトマーケット等)、学校の再開等の緩和措 ● 9月8日から日本との間で長期滞在者の往来を再開 (9月1日) 置を延長(10月31日) ●市中感染がない国からの渡航者が入国時検査で陰性の場合、隔離 ・死亡者: ●12月31日まで、一定条件下での、スポーツ競技(有観客)・伝 場所として指定施設以外に自宅・ホテル等も許可(10月 14日) 統行事・集会・結婚式の開催、カジノの再開等の許可を延長(10 0名 ●12月31日まで、国境閉鎖とビザ発給一時停止を延長(10月31 日) ・娯楽施設(カラオケ、バー等)の営業を再開(10月31日) ●12月31日まで、緊急の必要がある一部の外国人(外交官、国際 機関職員等)の入国許可を延長(10月31日) ●10月1日導入の緩和措置(市中感染がない国からの団体旅行客の 受入れ再開、感染の流行していない国との間のチャーター便運行 再開)を12月31日まで延長(10月31日) ■ムンバイ市等では、公共の場でのマスク着用を義務化。違反者に ●隣接する国との国境を封鎖(3月16日) インド は罰則が科される(4月8日) ●6月1日からチャーター便利用でのビジネス目的による入国を許 ・感染者: ● 9月21日からタージマハル等の公開を再開(9月21日) 可(6月1日) ●米、独、仏等との間で実施している航空便運行の規制緩和に、日 ●10月1日から規制緩和第五段階を開始し、10月15日からの学 8,184,082 名 本を含む複数の国を追加(9月 19 日) 校、映画館、展示会等の再開及び 200 人までの集会許可等を発表 ●10月22日からEビザ、観光ビザ、医療ビザを除く全てのビザの (9月30日) ・死亡者: 効力を復活(10月22日) 122,111 名 ●到着ビザの発給を停止(3月11日) ●公共の場でのフェイスマスク着用、1m以上の距離の確保、移動 スリランカ 制限等の感染拡大防止策を実施。違反者には罰則が科される(10 ●14日以内に伊、韓国、イラン、墺、デンマーク、仏、独、蘭、ス ウェーデン、西、スイス、バーレーン、カタール、英、ベルギ 月 15 日) ・感染者: ノルウェーへの滞在歴がある渡航者は指定施設で14日間隔離(3 ●コロンボを含む国内西部に発令されていた外出禁止令について、 11,060 名 月 17 日) 対象範囲を拡大し11月9日まで延長(11月1日) ●感染が収まるまで、旅客船での入国を禁止(3月22日) ・死亡者: ●8月1日から、政府のガイドラインの下での観光客受入れを再開 21 名 (6月5日) ●スリランカ発着便の全乗客に、陰性証明書(3日以内)の提示を 義務化(10月15日)

10月30日、日本政府は、シンガポール、タイ、ブルネイ、ベトナムを含む9か国・地域について、感染症危険情報をレベル3(渡航は止めてください。(渡航中止勧告))からレベル2(不要不急の渡航は止めてください。)に引き下げた。 これら9か国・地域からの入国者は、入国時PCR等検査の実施対象外となる一方、検疫所長の指定する場所(自宅、ホテル等)での14日間の待機や、

国内において公共交通機関を使用しない移動は、引き続き要請される。